

# 郵政民営化委員会 ご説明資料

令和2年9月17日  
一般社団法人生命保険協会



## **（１）日本郵政グループと民間生命保険会社が双方の強み・特徴を認識し、適切に補完しあうことが重要**

- －日本郵政グループの強みは、約２万４千局の郵便局ネットワーク・消費者との密接な接点等であり、かんぽ生命の商品は、簡易な手続きで一定範囲の保障を確保できる特徴を有している。
- －日本郵政グループの企業価値向上に向けては、民間生命保険会社が多くの年月やコストをかけて築き上げてきた商品やインフラ等を活用することが合理的であり、国民経済的な観点からも望ましい。
- －既に様々な取組み・検討が進められている民間生命保険会社との提携関係を進展させていくことが重要。

## **（２）かんぽ生命の業務範囲の拡大にあたっては、株式完全売却を通じた公正な競争条件の確保、業務内容に応じた適切な態勢整備が必要**

- －かんぽ生命に対する実質的な政府出資が存在し、また完全民営化に向けた道筋も示されていない現状では、民間生命保険会社との「公正な競争条件の確保」が実現しているとは言えず、業務範囲を拡大する環境は未だ整っていない。
- －業務範囲の拡大にあたっては、上記、公正な競争条件の確保に加え、**拡大する業務の内容や規模に応じた適切な態勢整備が必要**。

- 約2万4千局の郵便局ネットワークで全国をカバーする日本郵政グループと、約23万名の営業職員等によって全国をカバーする民間生命保険会社とが、双方の強み・特徴を認識し、適切に補完しあうことが国民経済的な観点からも望ましい
- これまで、日本郵政グループの各社と民間生命保険会社との間で、生命保険の受託販売をはじめとした様々な提携関係を締結してきており、着実な進展が図られているものと認識
- 具体的には、かんぽ生命において取扱いのない商品（補完商品）について、民間生保から商品提供を行っているほか、一部の民間生命保険会社との間で資産運用事業等に関する業務提携を締結する動きも生じている

- 
- 日本郵政グループと民間生命保険会社との間の提携関係は、一定程度広がりを見せているものの、さらなる推進の余地がある状況
  - 日本郵政グループという枠にとらわれることなく、民間生命保険会社が有する強み・特徴を活用いただき、利用者利便の向上の観点から、提携関係・協調関係を更に推進していかれることを期待

### 📌 日本郵政グループの強み・特徴

- 全国約 2 万 4 千局の郵便局ネットワーク
- 地域住民の方々との密接な接点
- 郵便、貯金、保険等のワンストップ対応
- 小口でシンプルな生命保険商品を提供

### 📌 民間生命保険会社の強み・特徴

- 全国約 23 万名の営業職員
- 全国約 8 万 6 千店の募集代理店
- 多様な商品・サービスの開発・提供ノウハウ
- 医師による高度な診査・査定態勢（引受・支払）



提携  
関係の  
更なる  
推進

日本郵政グループおよび民間生命保険会社双方の企業価値向上の実現  
(お互いの強みを活かしたWin-Winの関係)

より良い商品・サービスを全国のお客さまにご提供  
地方創生・地域活性化にも貢献



国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与

## 日本郵政との提携状況

- アフラック・インコーポレーテッド及びアフラック生命との資本関係に基づく戦略提携を行っている（2018.12.19リリース）  
・提携の柱は、①資本関係②がん保険に関する取組みの再確認③新たな協業の取組みの検討、とされている

## ゆうちょ銀行との提携状況

- 現状、民間生保と、生命保険商品の受託販売で提携関係を構築している

|        |                |
|--------|----------------|
| 変額年金保険 | 三井住友海上プライマリー生命 |
|--------|----------------|

## かんぽ生命との提携状況

### a. 受託販売

- かんぽ生命において取扱いのない商品（補完商品）について、民間生保から商品提供を行っている

|                                      |                                                                            |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| がん保険                                 | アフラック生命                                                                    |
| 総合福祉団体定期保険                           | メットライフ生命                                                                   |
| 法人向け保険（定期保険等）<br>（2020.9.17 現在売り止め中） | NN生命、三井住友海上あいおい生命、メットライフ生命、住友生命、日本生命<br>東京海上日動あんしん生命、明治安田生命、第一生命、ネオファースト生命 |

### b. 個別の業務提携

- 2016年3月29日、第一生命と「海外生命保険事業」、「資産運用事業」・「国内生命保険事業に関する共同研究」の業務提携を締結（資産運用分野において、共同投資や資産運用会社の共同活用を実施）

### c. 民間生保からの再保険の引受け

- 2016年3月11日付にて、「再保険の引受け」に関する認可を取得

**日本郵便との提携状況****a. 受託販売**

- かんぽ生命において取扱いのない商品（補完商品）について、民間生保から商品提供を行っている

| 取扱商品                                | 引受保険会社                                                         | 取扱局数    |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------|
| がん保険                                | アフラック生命                                                        | 20,024局 |
| 引受条件緩和型医療保険                         | 住友生命                                                           | 1,839局  |
| 法人向け保険（定期保険等）<br>（2020.9.17現在売り止め中） | N N 生命、三井住友海上あいおい生命、メットライフ生命、住友生命、<br>日本生命、東京海上日動あんしん生命、明治安田生命 | —       |
| 変額年金保険                              | 三井住友海上プライマリー生命、日本生命                                            | 1,329局  |

※令和2年9月時点

※なお、現状は「かんぽ生命の補完商品」に実質的に限定されているが、このような限定をなくすことで幅広い顧客ニーズに応えられるようになり、「利用者利便性の更なる向上」および「日本郵便における収益源の多様化・収益力の向上」の効果が期待できるのではないかと

**b. その他の提携等**

- 高齢のお客さま向け現況確認サービス（アフラック生命との協業）
- 郵便局ネットワークを活用した地域共通インフラ構築に向けた実証実験（日本生命の既契約者が対象）

日本郵政グループと民間生保との提携関係は着実に進展しており、これにより  
「利用者利便の向上」 及び 「日本郵政グループの収益源の多様化」 に寄与

### 3. かんぽ生命の不適正募集について

- 昨年発覚したかんぽ生命の不適正募集に関する問題については、**営業推進態勢や募集管理態勢、組織風土、ガバナンス等の態勢面について、金融庁、総務省より日本郵政グループに対して行政処分が実施されている**
- これまで段階的に業務範囲を拡大してきたプロセスにおいて、業務範囲に応じた適切な態勢整備が必要であることを当会が繰り返し主張してきた中で、**態勢整備の不備を原因とした法令違反等が大規模に発生し、主管官庁による行政処分を受けるに至ったという事実は、郵政民営化のプロセスに大きなマイナスであると評価**



- 業務改善計画の着実な遂行を通じ、改めてお客さま本位の徹底が求められる状況
- 営業推進態勢や募集管理態勢、組織風土、ガバナンス等の各種態勢整備が十分に改善し、適切に機能していることが確認・検証されていない状況下で、例えば、限度額の見直しや商品開発の是非といった業務内容の拡大が議論されるのは時期尚早である**



- 金融業においては信用力が競争上重要な役割を果たすところ、かんぽ生命は、長年、国営企業として培った信頼に加え、現在も実質的な政府出資が存在し、完全民営化に向けた道筋も示されていない状況であるため、**「政府が何らかの支援を行うのではないか」との消費者の認識が生じ、「公正な競争条件」が確保されない懸念**がある
- 郵政民営化法では、かんぽ生命の株式について「その全部を処分することを目指し」、「できる限り早期に、処分するものとする」と規定
- 日本郵政によるかんぽ生命株式の保有比率は、平成31年4月の第二次売却により64.48%まで低下しているものの、**かんぽ生命の民営化から10年以上が経過しているにも関わらず、大半の株式は政府が実質的に保有している状況。株式完全売却に向けた具体的なスケジュールは未だ示されていない**

- 
- 信頼回復、業務改善計画実行の途上では、速やかな追加売却が難しい状況であることは理解するものの、**生命保険市場の健全な発展を通じた国民の利便の向上のためには「公正な競争条件の確保」が不可欠であり、更なる株式の売却に道筋をつける必要**

- 生命保険文化センターの実施した「令和元年度生活保障に関する調査」では、政府が間接的に株式保有しているかんぽ生命に対し「**政府が何らかの支援を行うではないか**」との期待感が見受けられる
- 令和元年12月に公表されたかんぽ生命保険契約問題 特別調査委員会からの報告書では、**国営事業であったことが信用力を高めている側面や、現在でも日本郵政グループが民間企業とは一線を画す存在であることなどが示唆されている**

## ■ かんぽ生命のイメージ（複数回答）

※生命保険文化センター「令和元年度生活保障に関する調査」より

|                            |       |                 |       |              |       |
|----------------------------|-------|-----------------|-------|--------------|-------|
| 信頼できそう                     | 30.3% | 店舗が近くにあり、便利そう   | 24.3% | 商品やサービスが良さそう | 11.6% |
| 政府の間接的な株式保有が継続されるので、安心できそう | 27.5% | 価格が手ごろそう        | 20.4% | 運用成績が良さそう    | 5.2%  |
| いざという時に政府の関与が期待できそう        | 25.4% | 規模が大きそう         | 18.9% | わからない        | 26.0% |
| 健全な経営をしそう                  | 25.4% | 営業職員・窓口の対応がよさそう | 13.7% | その他          | 0.7%  |

## ■ 「かんぽ生命保険契約問題 特別調査委員会からの報告について」（令和元年12月18日公表）（一部抜粋）

- ・これら（郵便・郵便貯金・簡易生命保険）3事業を中心とする国営郵便局における各種業務は、一世紀ないし一世紀半近くにわたり、国民生活に欠かせない重要なインフラとして社会に貢献してきた。この郵便局に対する信頼こそが、株式会社かんぽ生命保険となっただけでなく、数多くの顧客を集めることができた最大の要因であることに間違いはなからう。
- ・3事業会社の持株会社である日本郵政株式会社の発行済株式のうち3分の2近くは政府が保有しており、今もなお日本郵政グループの持つ組織、事業、資産等の総体は、国民全体の財産とすることができる。また、全国津々浦々で数多くの国民が生活や経済活動を営む上で不可欠な、わが国の根幹をなす社会的基盤の一つでもある。
- ・本契約問題における顧客には高齢者が多いが、その原因として、高齢者の中には、郵便局は元国営組織であるから信頼できると考える人が多いため、これを利用して不適切な勧誘により加入させた郵便局員が一定数存在するものと考えられる。

- 当会は、公正な競争条件が確保されない中でのかんぽ生命の業務範囲拡大については、市場に大きな影響を及ぼす懸念が払拭できないことから、容認できない旨を繰り返し主張してきたが、段階的にかんぽ生命の業務範囲は拡大しており、実際に市場にも影響を及ぼした可能性があるものとする

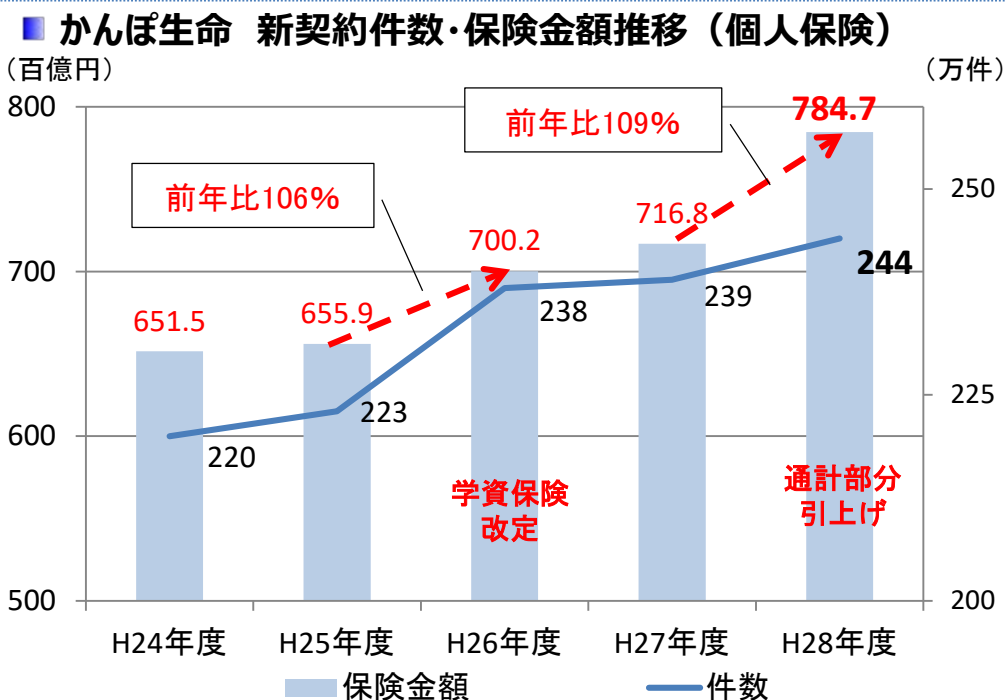
- 
- かんぽ生命に対する実質的な政府出資が存在し、株式完全売却に向けた道筋さえ示されないまま、順次、かんぽ生命の業務範囲の拡大が図られている現状は、「公正な競争条件の確保」の観点から、到底容認できない
  - 郵政民営化委員会は、これまでの検証の中では、利用者利便性の向上を重視し、一貫して業務範囲の拡大を容認するスタンスをとってきているが、郵政民営化委員会におけるこれまでの評価プロセスが十分であったのかという点についても今一度振り返る必要がある

- 平成28年4月より、通計部分（加入限度額の計算に算入しない加入後4年経過した既契約の保険金額）について、従前の300万円から1000万円への引上げ実施
- 平成28年度業績は、民間生命保険会社（かんぽ生命を除く40社）は、個人保険の件数・保険金額ともに前年実績を下回る中、**かんぽ生命はいずれも前年実績を上回り、特に保険金額については前年比109%と大幅に前年実績を上回っている（件数・保険金額とも民営化後最大）**
- これは、通計部分引上げによる影響があった可能性があるものと認識している
- 『公正な競争条件』が確保されない中でのかんぽ生命の限度額引上げ等の業務範囲の拡大は、**更なる競争激化・民業圧迫につながる懸念**がある

■ かんぽ生命・民間生保の平成28年度業績  
新契約件数・保険金額推移（個人保険）

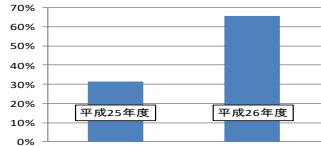
|                   | 契約件数   |       | 保険金額     |       |
|-------------------|--------|-------|----------|-------|
|                   | 件数(万件) |       | 保険金額(億円) |       |
| かんぽ生命             | 244.1  |       | 78,474   |       |
|                   | 前年比(%) | 101.8 | 前年比(%)   | 109.5 |
| 民間生保<br>(かんぽ生命除く) | 1686.1 |       | 606,314  |       |
|                   | 前年比(%) | 96.4  | 前年比(%)   | 97.5  |

※生命保険協会公表データをもとに作成



# (ご参考 6) これまでの主な業務範囲拡大の状況

11

| 時期                   | 拡大された業務               | 当会の主張        | 実際の市場の状況                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------|-----------------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2014年1月              | 学資保険の改定               | 市場への影響を懸念し反対 | <p>民間生命保険会社も新商品を投入する競争関係の中、かんぽ生命の販売シェアは大きく進展 <b><u>(2013年度:31.6%⇒2014年度:65.8%)</u></b></p> <p>■かんぽ生命の学資保険シェア</p>  <p>※インシュアランス保険統計号をもとに作成</p> |
| 2014年6月              | がん保険の受託販売             | —            | —                                                                                                                                                                                                                                |
| 2015年4月              | 短期払養老保険               | —            | —                                                                                                                                                                                                                                |
| 2015年9月              | 法人向け商品の受託販売           | —            | —                                                                                                                                                                                                                                |
| <b>2015年11月 株式上場</b> |                       |              |                                                                                                                                                                                                                                  |
| 2016年3月              | 再保険および付帯サービス          | —            | —                                                                                                                                                                                                                                |
| 2016年4月              | 限度額（通計部分）引上げ          | 市場への影響を懸念し反対 | <p>民間生命保険会社は個人保険の販売実績が前年比減少する中、<b><u>かんぽ生命はいずれも前年実績を上回った。（特に保険金額については前年比109%と大幅に前年比増）</u></b></p>                                                                                                                                |
| 2017年6月              | 終身保険・定期年金保険・入院特約の見直し  | 市場への影響を懸念し反対 | <p>2017年10月に新たな医療特約（「医療特約 その日からプラス」）の販売を開始したところ、これ以降、乗換契約が多数発生（2019.12.18「調査報告書」）</p>                                                                                                                                            |
| 2017年6月              | 入院特約等の見直し・法人向け商品の受託販売 | —            | —                                                                                                                                                                                                                                |
| 2018年12月             | 引受基準緩和型商品・先進医療特約の販売   | —            | —                                                                                                                                                                                                                                |

※これまで、生保協会としては認可申請の内容を精査し、市場への影響が懸念されるものについて反対意見を表明。

### a. かんぽ生命株式完全売却について

- 『公正な競争条件』を確保するためにも、日本郵政が保有するかんぽ生命株式の完全売却について、適切な売却期限を定めるなど、完全民営化への道筋を早期に示した上で実行いただきたい

### b. 業務範囲の拡大について

- 『公正な競争条件』が確保されていない中でのかんぽ生命の業務範囲の拡大については許容できるものではなく、民間生命保険会社への影響も踏まえて、慎重に調査審議を行っていただきたい
- 加えて、今後、新規業務についての調査審議が行われる場合には、市場競争に及ぼす影響の度合いや業務範囲の拡大に応じた『適切な態勢整備』についても慎重なご確認をお願いしたい

## ■ 郵政民営化法

|                   |                                                                                                                                     |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 条             | この法律は、 <u>民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資する</u> ことに鑑み、…、これを集中的かつ計画的に推進することを目的とする。                                  |
| 第 2 条             | 郵政民営化は、…、 <u>公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化を図るため、…、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われる</u> ものとする |
| 第 7 条<br>第 2 項    | 日本郵政株式会社が保有する… <u>郵便保険会社の株式は、その全部を処分することを目指し、…、できる限り早期に、処分するものとする。</u>                                                              |
| 第 1 3 8<br>条第 4 項 | 内閣総理大臣及び総務大臣は、…次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との <u>適正な競争関係及び 利用者への役務の適切な提供</u> を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。                      |